

平成27年 1月14日

新ごみ焼却場を考える会
代表 井上 恭子 様

知多南部広域環境組合
管理者 靱山 芳輝
(公印省略)

知多南部広域処理施設に関する公開質問状について (回答)

平成26年12月26日付けでご提出いただきました質問につきまして、別紙のとおり回答します。

平成26年12月26日

知多南部広域環境組合 様

知多南部広域処理施設に関する公開質問状

新ごみ焼却場を考える会 代表 井上恭子

御組合に於かれましては、安全で安心なごみ処理、環境負担の低減、施設建築及び運営コストの削減などを目的に取り組まれているとのこと、市民として大変期待している所存でございます。

さて、12月5日付で御回答をいただきました回答につきまして、当方の質問の仕方に難があったのか、質問意図をくみ取れずに回答に至ったと思われる箇所が何点かあります。これらも含め、公開質問状として再質問をさせていただきますので、誠意と責任ある回答をよろしくお願い申し上げます。

1. 半田市土地開発公社が土地を購入した理由は何か。

回答：平成26年度から環境影響評価調査を実施するにあたり、事業用地への立ち入り調査を始め、大気質、騒音等の測定器の設置が必要となるため、用地を購入していない状況での実施は非常に困難であります。仮に、現時点において組合が購入する場合、交付金及び地方債の対象とならないため、単年度の費用負担が大きく構成市町の財政計画への影響が懸念されました。これらのことから半田市土地開発公社を利用し、用地を購入しました。

質問1-1

「現時点において組合が購入する場合、交付金及び地方債の対象とならないため」とのことであるが、施設を建設する場合は、国の内示を受けてから契約するものである。手順が不適切と考えるが如何か。

仮に用地買収費が交付金の対象となれば、国の内示を受けた後、事業主体である組合が公社から購入します。

質問1-2

交付対象となるには、どの時期に購入すればよいのか。

用地買収費については交付金の対象になるかどうかわかりませんが、仮に対象となれば、内示を受けた後購入します。

質問 1 - 3

公社から土地を購入するには、+αとして購入することになり、さらに高価となる。直接購入したほうが、節税効果になるのではないか。

現時点では直接購入した場合交付金の対象とはなりません。また、単年度で直接購入した場合、その年度の財政負担が大きくなることから構成市町で協議の結果、公社を利用した土地の購入といたしました。

質問 1 - 4

ごみ焼却施設整備は、地方交付金は 1/2 または 1/3 もらえることになり、残り は起債で対応をすれば、組合の負担額が軽くなるのではないか。

起債は償還する必要があり、負担額が軽くなるものではありません。なお、ごみ処理施設整備事業の経費は、交付金と地方債を充てる予定をしています。

2. 中山製鋼所と半田市土地開発公社と交わした武豊町の広域ごみ焼却場の「土地取得に関する一切の書類の開示を求める。」

回答：半田市土地開発公社の回答を添付します。

- ・知多南部広域環境組合ごみ処理施設建設事業用地先行取得に関する協定書
- ・公有用地代行取得等業務委託契約書
- ・土地売買契約書

質問 2 - 1

道路に面した土地の買収費用が安価であり、奥まった土地が高価なのはなぜか。

質問の意味が分かりかねますが、今回の買収価格は不動産鑑定評価を基に決定しています。

3. 本来土地購入の場合、中山製鋼所のような製鉄会社であれば、土壤汚染に係る調査後土地の購入をすべきであるが、なぜ行なわなかったか。

回答：当該事業用地は、建設予定地が半田市最終処分場跡地であった場合とは異なり、地歴調査により、衣浦港の浚渫土砂及び山土で造成されていること、資材置場、グラウンド等として利用されていたこと、また、有害物質使用特定施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設、土壤汚染対策法に係る要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定がそれぞれ指定されていないことを確認しています。

以上のことから、多くの費用と期間をかけて事前の土壌調査をする必要がないと判断したため、想定いたしました土壌汚染に対する処理費（1億2千万円）等を減価して用地購入しました。

質問3-1

浚渫土は、重金属汚染がされているのが一般的である。浚渫土を使って造成するのは汚染土壌を使っているようなものである。

汚染土壌の処理費を1億2千万円減額して土地を購入したとのことであるが、汚染土壌の処理方法は決まっているのか。また、金額は1億2千万円で収まることは、検証済みなのか。

さらに、汚染土壌の処理量をどのように想定しているのか。

現時点においては地歴ならびに聞き取り調査によって想定した範囲で検討していますので、処理方法については決定していることはありません。また、公社取得依頼時には建設に伴う掘削土量の内、浚渫土分の全量が汚染している土量と仮定して、その土量を処理することとして算定しています。

質問3-2

”土壌汚染に対する処理費”という事で土壌汚染はあるとの前提であったり、一方で鑑定書を土壌汚染がないもの、と読み取っていたり、土壌汚染対策の有無に対する整合性が全くない。また、組合は、12年に施設整備、管理運営事業者選定のアドバイザリー業務をパシフィックコンサルタンツに発注している。その後、半田市クリーンセンターの候補地見直しに関連し、4つの候補地を評価する際には、武豊町の候補地は土壌汚染がない、という前提で経済面評価を行っているが、土壌汚染が”ある”、”ない”、どちらの前提で進めているのか？”ある”なら、候補地評価の際に計算しなかったのはなぜか？”ない”とすれば、その根拠は何か？あった場合はどうするのか？

選定時においては、武豊町の候補地は旧最終処分場跡地ではなく、土壌汚染対策費として何十億円の費用を要するような汚染はないと評価をしています。しかしながら、公社への取得価格決定時においては、土壌汚染のリスクを明確ではないにしろ考慮したうえで、価格交渉に反映したものです。

質問 3-3

上記質問の、半田市クリーンセンターを含む4候補地評価における経済面評価で、武豊、その他候補地の土地整備関連費の開示を求める。

平成25年11月に公表をいたしておりますが、土地関連整備費は、一定の基準をもって概算額として算出したものです。

半田市クリーンセンターは31.4億円、常滑市は17.8億円、南知多町は7.2億円、武豊町は19.8億円です。

4. 土地購入後速やかに土壤汚染に関する環境アセスメントの調査ができるはずだが、なぜ平成28年度に行なうか。

回答：環境影響評価の手続き（計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書、環境影響評価の実施、環境影響評価準備書、環境影響評価書）の中で、今年度は計画段階環境配慮書（配慮書）を作成しています。また、平成27年度には環境影響評価方法書（方法書）の手続きを、平成28年度には環境影響評価の実施（四季調査）を予定しています。

したがって、平成27年度に実施する方法書の手続きを経て調査項目や方法を決定した後、土壤汚染に係る環境アセスメントの調査は平成28年度に予定している四季調査の中で実施することとしています。

質問 4-1

建設工事の工程を考えると、汚染の処理工程を先行して行うのか。
もしくは、土壤汚染処理は、建設工事に含めるのか。

今後土壤調査を実施し、その結果により検討しますので現在のところ未定です。

質問 4-2

組合に土地を売却するのはいつなのか。

公社から買戻す時期は、平成29年度を予定しています。

質問 4-3

環境アセスメントの実施は、組合の土地に転売した後、行うのか。なぜなら組合の土地でない土地に環境アセスメントを行うのは、矛盾があるのではないか。

広域ごみ処理施設建設予定地として買戻すことを前提に、公社に購入依頼をしていますので、矛盾するものではありません。

5. 不動産鑑定士などによる鑑定や評価を行ったか。行なった場合、契約に至るまでの手続きや結果など一切の情報を開示されたい。

回答：平成26年3月に不動産鑑定士による不動産鑑定評価を実施しておりますので、不動産鑑定評価書（土地、物件）の写しを添付いたします。また、その他の契約に至るまでの手続きや結果などは、知多南部広域環境組合HP、議事録＞会議録、平成26年8月18日議員連絡会議の資料をご覧ください。

質問5-1

不動産鑑定士は、汚染土壤があるとの前提で鑑定評価を行ったのか。

土壤汚染の有無及びその状態について、不動産鑑定士が地歴、使用履歴並びに周辺住民への聞き取り調査を実施したうえ、可能な範囲での立入調査を実施して評価しています。

質問5-2

調査した結果、土壤汚染の有無がない、との判断責任は管理者たる靄山芳輝氏にあると考えるが相違無いか。

組合では、現時点において土壤汚染の専門機関による調査は実施しておりません。このため土壤汚染の有無及びその程度については、地歴調査並びに関係者への聞き取りにより想定した条件の中で業務を進めています。

6. 中山製鋼所より寄付された物件（家屋番号11番4符号58）は何年に建設されているか。アスベストは使われているか。使用用途はなにか。今後何年使用する予定か。もし解体するならばその費用はいくらなのか。

回答：当該物件は、昭和40年に建築され、平成21年一部取り壊し、改修工事を実施しています。また、アスベストは使用されていません。使用用途は、不燃粗大ごみ、資源ごみの仮置き場等として利活用できると考えています。また、今後何年使用するかは、当該物件を利活用していく中で総合的に判断していくこととなります。なお、解体費用には1千万円程度要することを確認しています。

質問6-1

築50年の建屋を、ストックヤードとして利用することを考えているのであるが、構造的に耐えられるのか。

不動産鑑定評価よれば残存耐用年数は10年と判定されています。利活用していく上で、必要があれば補修工事を実施します。

質問6-2

ストックヤードの機能（容量、構造、機能など）として使用できるのか。

使用可能であると判断しています。

質問6-3

工場の配置を考えると、収集車を公道に並ばせることはできないので、一般的には搬入道路は、敷地内で周遊道路を整備することになる。このストックヤードとして使う古い建屋が、施設建設の使用上、支障の無いようにレイアウト出来ているのか。

現時点において施設配置計画は決まっています。

質問6-4

築50年の建屋は、補修工事をして使うのか、何もせずに使用するのか。解体費用は、1000万円程度とするとのことであるが、見積もりを取ったのか。

利活用の方法によって補修工事が必要となる可能性はあると思います。なお、解体費用の見積もりは徴収しています。

7. 公簿取引とし、実測清算は行なわないとあるがそれはなぜか。すでに実測してあるならばいつ行なわれたのか。

回答：平成26年3月に用地測量を実施し、事業用地（A=50,000.6m²）を確定していますので公簿面積と実測面積は同じであるため、実測清算を行う必要はありません。

質問7-1

一般的には、公共の用地として購入するのであるため、用地測量を実施したのち、購入するのが手順ではないのか。

平成26年3月に用地測量を実施しています。

8. 土壌汚染があった場合、その処理費は1億2千万円でアセックで処理ということだが、もしアセックで処理できなかった場合、莫大な費用を要する。それはだれが支払うのか。

回答：地歴、使用履歴により、アセックでの処理費以上の莫大な費用が要することはないと考えています。

質問8-1

汚染土壌調査して、汚染されていることが明確となったことであるが、アセックには搬入できないので、どのように対応するのか。

土壌調査を実施した後、その結果に基づき適切な対応をしてまいります。

質問8-2

汚染土壌は、無害化した後、民間の処理施設に搬入するのか。

現時点では回答できません。

質問8-3

アセックの処理費以上の費用が必要になるとは考えていないとはいえ、昨今、想定外という言葉もあり、必要になった場合の責任の所在を明確化しておくことは必須である。責任は管理者たる靱山芳輝氏にあると考えるが相違無いか。

責任は組合にあり、想定外の事案に対しても組合で責任をもって対応していきます。

新規質問

平成26年第4回常滑市議会 定例会での12月9日の一般質問において、知多南部広域環境組合議会に出席している竹内洋一 常滑市環境経済部長より、「汚染土壌は敷地内に埋め戻す。施設外に持ち出さなければ何も問題は発生しない。」という答弁があった。

新規質問-1

この考えは、竹内洋一 常滑市環境経済部長の個人的見解なのか、組合の見解なのか、どちらか。

組合の見解である場合、この様な考え方は僅か4日前の12月5日付の回答にも記載されていないが、あえて公表を控えた理由はなにか。

常滑市環境経済部長の答弁は、アセックで処理できない場合の一つの対応策を示したものであり、組合の考え方でもあります。

新規質問— 2

汚染土壌を敷地内に埋め戻すという事は、地下水汚染につながりかねず、結果、ゆくゆくは事業者の責任になる。実際に隣接地では溶出基準を優に超す値の汚染が出ている中、地下水汚染の可能性についてはどのように考えているのか。

組合事業において、地下水汚染を発生させることがないように事業を進めていきます。

新規質問— 3

汚染土壌は敷地内に埋め戻す、そこをコンクリートで被覆だけでなく、浸出液が地下水などを汚染しないように埋立地をビニールシートなどで遮蔽するほか、汚染水の処理施設も必要であるが、費用は1億2千万円で可能か。
1億2千万円の根拠となる見積り等の資料開示も求める。

そのような対策費は見積もっていません。想定した掘削土量約13,000tをアセックで処分するとして、その処分費を約1億2千万円としております。

新規質問— 4

津波のための盛り土に擁する費用はいくらか。

実際に要する費用はまだ算出していませんが、質問3-3の土地関連施設整備費19.8億円（一定の基準をもって概算額として算出）の中に含まれていません。

以上